

市民文教常任委員会会議記録（概要）

平成28年3月7日（月）

開 会 （午前9時0分）

石原委員

審査に先立ち、議案第27号に関して所沢市消費生活センターへ、議案第37号に関して所沢市立若狭小学校分教場へ、現地調査を行いたい。

石本委員長

所沢市消費生活センター及び所沢市立若狭小学校分教場の現地調査を行うことでよろしいか。（委員了承）

休 憩（午前9時2分）

（※議案第27号に関して所沢市消費生活センターへ、議案第37号に関して所沢市立若狭小学校分教場へ現地調査を行う）

再 開（午前11時0分）

【議 事】

○議案第37号「所沢市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

小林議員

若狭小学校分教場は、いつから分教場として使用していないのか。また、

	これに代わる院内学級等はあるのか。
田中学校教育部次長	平成15年の段階で、若狭小学校分教場の在籍者数はゼロ人であり、それ以降、在籍者はいませんでした。所沢市内には、平成12年に防衛医科大学校病院の中に、ひまわり学級という院内学級が設けられましたので、それ以降は、防衛医科大学校病院に入院しながら、ひまわり学級に子供たちは在席している状況です。
西沢委員	若狭小学校分教場が廃止された後は、分教場の位置付けはどうなるのか。普通財産に戻されるといった手続きになるのか。
末廣教育施設課長	財務部管財課で整備しています、公有財産台帳における所管変更手続きがあり、その手続き書類の提出を行う予定です。今後については、現在、文化財の民具関係の資料が入っており、仮置き場として利用しています。三ヶ島地区と小手指地区の民具資料等の文化財が出た場合の保管場所として使用していきたいと考えています。
西沢委員	このまま教育財産として維持するという理解でよいか。
末廣教育施設課長	そのとおりです。

荻野委員

そもそもこのタイミングでこの条例案が出された理由は何か。

田中学校教育
部次長

昭和49年に若狭小学校分教場としてわかば学級ができた当時から、10年近くは在籍者数も多い状況でした。その後は、在籍児童数も減少し、平成12年に防衛医科大学校病院内にひまわり学級ができたこともあり、平成15年以降、在籍者数はゼロ人となり、いつでも受け入れができるように備えていたところですが、その役割は終えたと考え、平成26年度にわかば学級を廃級とし、諸手続が整いましたことから条例案を提案したものです。

荻野委員

昭和49年に若狭小学校分教場が設置された際、国からの補助金は交付されたのか。

末廣教育施設
課長

当時は文部省、防衛庁から補助を受け建設されています。

荻野委員

土地については、国から購入し、現在は市有地であるという理解でよいのか。

末廣教育施設
課長

そのとおりです。

荻野委員

建設にあたっては、国から補助を受けているとのことであるが、今後、施設の位置付けが変わることにより、何か取り扱いが変わることがあるのか。

末廣教育施設
課長

財産処分の手続きを行います。補助金の返還等が必要になることはありません。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第37号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前11時6分）

（説明員交代）

再開（午前11時7分）

【議 事】

○議案第27号「所沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する
条例制定について」

【補足説明】

鈴木市民部長

所沢市消費生活センターに寄せられる相談内容等に係る資料を用意しましたので、よろしければ配布いたします。

石本委員長

資料を配布してよろしいか。（委員了承）

また、全議員へ資料を配布することとしてよろしいか。（委員了承）

前田市民相談
課長

追加で配布しました資料について説明いたします。まず、消費生活相談件数の過去5年間の推移については、平成22年度から26年度で見ると、年度あたり1,700件から1,800件となっています。消費生活相談の内容については、近年では、運輸・通信サービス分野が多く、インターネットオークションやインターネット通販、アダルト情報サイト、クリック請求に係わる相談が多くあります。年代では、10年前は、30歳代、40歳代、20歳代の順で相談件数が多かったのですが、平成26年度では、70歳以上、60歳代、40歳代の順で、高齢者からの相談が多くなっている状況です。消費生活センターの職員数については、消費生活センター所長が1人、職員が3人、臨時職員が1人おります。また、

消費生活相談員が5人おり、1日2人体制で相談業務を行っています。相談業務は、月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時30分までと午後1時から午後3時30分までの時間帯に実施しています。電話、対面での面接にて相談に対応しています。

【質 疑】

西沢委員

所沢市消費生活センターは、いつから設置されているのか。

濱中消費生活
センター所長

昭和55年7月に開設しました。

西沢委員

どのような経緯から設置されたのか。

濱中消費生活
センター所長

以前から、消費生活相談は市民相談課にて実施していましたが、埼玉県で消費生活センター設置事業補助金があり、それを活用して、消費生活センターを設置しました。

前田市民相談
課長

身近なところで、消費生活にまつわる相談というものに対応していく必要があると考えたところから、消費生活センターを設置したものです。

西沢委員

埼玉県の補助事業を所沢市が受けたということだが、その背景について

伺いたい。権限移譲の有無や当時でいう特例市であったこと等、さまざまな経緯があると思うが、消費生活センターを設置した背景を確認したい。

濱中消費生活センター所長 埼玉県は相談事業を所沢市が引き継いだということはありません。都道府県は消費生活センターが必置とされていますが、市町村は努力義務であり、設置に努めることとされており、このことから、埼玉県の補助金を活用し、設置したものです。

西沢委員 この件に係る現在の埼玉県からの補助額はいくらか。

濱中消費生活センター所長 現在、市で受けられる補助としては、埼玉県消費者行政活性化補助金というものがありますが、消費生活センターを開設していないところについては、相談業務の強化を図る場合の研修や設備に係る費用について、全額が補助対象となります。所沢市については、設備の充実や啓発品の購入に補助金を活用しており、例えば、平成21年には、会議室の机や啓発用のテレビ等を購入しています。

西沢委員 相談業務については、市民サービスの一環として行われているわけだが、現地調査で見たところ、計量検査も行ってた。ああいったものは、消費生活センターを設置した場合の義務規定でもあるのか。

濱中消費生活センター所長 計量業務については、消費生活センターでやらなければいけないという業務ではありませんが、計量法に平成12年に、地方分権一括法の改正にともない、政令指定都市と中核市、今はありませんが、特例市については計量業務をやらなければならないという規定が盛り込まれ、所沢市が平成14年から特例市になったため、計量業務を市で行うようになったものです。

石原委員 相談体制については、月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時30分までと午後1時から午後3時30分までの時間帯に行っているとのことだが、この時間帯では、働いている方は相談ができない時間になってしまうのではないか。この時間の設定には理由があるのか。相談体制の限界があるのか。

濱中消費生活センター所長 相談業務は、国においても、午前10時から午後4時までとなっており、相談内容は、多岐にわたっておりますので、現在の時間で対応している状況です。緊急を要する相談としては、詐欺的な案件、クーリングオフの関係では8日以内という期限があります。それ以外には、緊急なものはほとんどなく、情報提供等であれば職員が対応することでクリアしている状況です。

石原委員 平成28年度から消費生活センターが本庁舎へ移るにあたり、昼休みや

休日開庁に合わせた相談も可能とするような体制の見直しを行うのか。

前田市民相談
課長

市民相談課の相談業務についても、始まりの時間は午前9時からですが、同じような体制で対応しています。相談が長引き、昼休みにかかることもあります。本庁舎へ移転後、業務を行っていくなかで見直しをする点は出てくるかもしれませんが、滑り出しについては同じ時間帯で進めていく予定です。

石原委員

相談にあたっては、電話、面接によるとのことだが、電子メールでの相談を検討したことはあるのか。

濱中消費生活
センター所長

電子メールでの相談も時々寄せられていますが、電子メールでは、具体的な内容を把握するのが難しいので、電話や面接で相談していただくようお願いしているところです。昼休みや休日の対応に関してですが、昼休みについては、国の国民生活センターでお昼の消費生活相談窓口が開設されています。また、埼玉県の消費生活支援センターにおいても昼休みの相談に対応しています。国民生活センターでは土日も受け付けています。

小林委員

この度、所沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案が提案されたが、今まではどういった内規により運営していたのか。

前田市民相談
課長

これまでは、所沢市消費生活センター規則により運営等を行ってまいりました。

小林委員

現在は70歳以上の相談者が多いようだが、特徴的な相談内容はどのようなものか。

前田市民相談
課長

高齢の方でも、最近は携帯電話やパソコンを使用される方も多くいますので、インターネット通販や情報サイトを利用した際の、ワンクリック請求に係る相談等が多い状況です。

小林委員

平成26年度に3番目に多く消費生活センターに寄せられた相談内容としては、教養・娯楽品関連のものであったとのことだが、これは特にどういった内容であったのか。

前田市民相談
課長

インターネットオークションやインターネット通販で何かを購入した場合や習い事の契約での問題等について相談が寄せられています。

小林委員

消費生活相談員は5人で、1日2人体制で対応していて、悪質な業者に対しても直接交渉することもあるわけだが、こういった方の賃金はどのようになっているのか。

濱中消費生活センター所長	現在、日額1万2,400円の報酬となっています。報酬額としては、県内では高い方であると認識しています。
入沢委員	1日当たりの所沢市消費生活センターに来る相談者の延べ人数と電話相談者の延べ人数を知りたい。
濱中消費生活センター所長	新規の件数は1日当たり7、8件で、継続の件数も同程度ございます。面接による相談よりは、まず電話で相談をされる方が多い状況です。
西沢委員	相談員にはどういう方がいるのか。
前田市民相談課長	所沢市の場合、民間で認定されている消費生活コンサルタントのほか、消費生活アドバイザー、消費生活専門員という3種類の資格のいずれかをお持ちの方が相談員となっています。これらの資格を複数有している方もいらっしゃいます。
西沢委員	これらは民間の資格なのか、公的な資格になるのか。
前田市民相談課長	例えば一般財団法人日本消費者協会や独立行政法人国民生活センターなど、それぞれが養成講座や筆記試験、論文試験、面接試験等を行って認定しているものです。

西沢委員 相談の内容は多岐にわたるかと思うが、それぞれに専門分野を持ち、相談内容によって振り分けているのか、オールマイティに相談を受け持つていくのか。

前田市民相談 所沢市の場合は、オールマイティに受けており、相談会議等で情報を共有しながら、皆が対応できるように実施しております。

植竹委員 相談に訪れる方の1位は70歳以上の方という傾向の中で、インターネットの普及に伴う相談ということがあったが、このような方の中に振り込め詐欺の相談のために訪れる方もいるのか。

前田市民相談 消費生活相談では振り込め詐欺は別枠となりますが、その他という扱いの中で実際には相談が寄せられており、アドバイスをしたりしています。

植竹委員 警察に知らせなくてはならないようなケースも出てくるかと思うが、警察との連携はどのようになっているのか。

前田市民相談 今のところ、連携を密にしていることは特段ないのですが、警察に相談された方が相談内容により消費生活センターを案内されたり、逆に、詐欺にあたるものを警察に相談するようご案内したりすることはこれまでもございました。

荻野委員

先日の補正予算で移転に係る予算が出ていたが、移転のことと、この条例案に関連性はあるのか。たまたま時期が同じになったものか。

前田市民相談
課長

提案時期はたまたま同じになったものですが、これまでも、法的なことで弁護士にも聞いてみたいと思うことがあっても離れた場所にあるとなかなか聞けない状況がありましたので、相談に来られた方が弁護士相談につながっていくということ等を考えると、一緒の場所にあることが必要なのではないかという認識はありました。

荻野委員

相談件数の推移を見ると横ばいだが、旧庁舎にあるとリンクされていない部分もあると思うが、本庁に移ることにより相談件数も増えるのではないと思うがどのように見込んでいるか。

前田市民相談
課長

市民相談課に相談にみえた方の相談内容によっては消費生活センターをご案内していましたが、遠いから行けないと言っていた方が、今後はその日のうちに相談を受けられるということになるので、件数は上がっていくものと考えております。

荻野委員

電話での相談の方が多いとのことだったが、電話番号は今までと変わらないのか。

前田市民相談
課長

電話番号は変わります。

荻野委員

周知について伺いたい。

前田市民相談
課長

場所の周知と電話番号の変更については、市のホームページや広報紙、
場合によっては駅頭での案内、まちづくりセンターにポスターを掲示する
等、さまざまな形で周知していきたいと考えています。

荻野委員

移転した後に、移転前の電話番号にかけると、案内が流れるという理解
でよいか。

濱中消費生活
センター所長

そのとおりです。

石原委員

先日、議場において消費生活相談員が国家資格になる旨の話があった
が、消費生活相談員という名称の資格なのか。

前田市民相談
課長

そのとおりです。

石原委員 5人の消費生活相談員の方は、民間資格の消費生活コンサルタントのほか、消費生活アドバイザー、消費生活専門員のいずれかの資格を有しているとのことであるが、新しく国家資格になる消費生活相談員は、これらの民間資格と比べ、難易度はどの程度差があるのか。

前田市民相談 詳細はまだ示されていません。ただ、これまで、民間資格のどれがよいかということもそれぞれわからない面があった状況のなか、消費生活相談員として一定の知識を有し、しっかりとした対応ができるようにするために、国において資格試験を実施するということであるようです。

石原委員 現在の民間資格を有する5人の方についても、いずれは消費生活相談員の資格を取得してもらうのか。

前田市民相談 消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー、消費生活専門員のいずれかの資格を有している方については、消費生活相談員の試験に受かったものと見なされるとされています。ただ、キャリアアップのため、勉強して資格を取るという方もいるかも知れません。

小林委員 国家資格を取得した方は、報酬を上げたりするのか。

前田市民相談 現在、そういったことは考えていません。

課長

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第30号「所沢市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

小林委員 行政不服審査法の全部改正に伴うものであるわけだが、この条例案と行政不服審査会、情報公開・個人情報保護審査会との関係について伺いたい。また、実際の手続きの流れについて伺いたい。

前田市民相談課長 行政不服審査法に基づく情報公開・個人情報保護に係る不服申立てについては、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し対応することになります。

小林委員 情報公開・個人情報保護については、所沢市行政不服審査会には諮問しないという理解でよいか。

前田市民相談課長 そのとおりです。情報公開・個人情報保護に係ることについては、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、対応することになります。また、審理員は置かないこととするため、この度、条例で審理員制度の適用を除外しています。審査庁にあたるのは、市民相談課市政情報センターです。

小林委員

なぜ審理員を置かないのか。

前田市民相談
課長

情報公開・個人情報保護審査会につきましては、今までいろいろなノウハウを積み上げてやってきているということがあります。原処分に関与していない市政情報センターの職員が窓口になって、これまでも所管課と相談や連絡調整を図っており、行政不服審査法におきましては、審理員の指名を不要とする場合は、審査庁が審理手続きを行うということになりますので、市政情報センターは審査庁として審理手続きを行うこととなります。そのため、情報公開・個人情報保護分野に関しては審理員を置かないこととしたものです。

西沢委員

行政不服審査法の改正で、今まで審査庁にあたるところが利害関係のある案件についても判断をしていたものだが、より客観的、公正的な判断をすべきだという法改正があって、審査庁の中に、いわゆる利害関係にない所管の審査員を置くこととしたが、情報公開制度の中においては、この審査庁にあたるところが市政情報センターであるため、元々利害関係がないところであるから、あえて審理員は置かなかったという理解でよいか。

前田市民相談
課長

そのとおりです。

小林委員

現行では異議申立てをした者に意見陳述の機会を与えることとなっていたが、今後はどういった手続きになるのか。

前田市民相談
課長

行政不服審査法の改正に合わせ、同様に改正をしております、審理員の指名については適応除外とします。また、これまでどおり参考人の陳述にも対応できます。意見陳述に関しましては、これまで別々に話を聞くものでしたが、申立てされた方が直接処分庁に質問できるようになったというものを改正するものです。

小林委員

意見陳述や検証も引き続きできる改正内容であるということか。

前田市民相談
課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第30号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午前11時51分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成28年第1回（3月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 国際社会について
- 2 市民文化について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 市民活動について
- 5 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 6 消費生活について
- 7 社会保障について（国民年金）
- 8 交通安全について
- 9 交通について
- 10 社会教育について
- 11 スポーツ振興について
- 12 生涯学習について
- 13 学校教育について